

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び依頼試験に係る手数料を定める。

二 内容

(一) 使用料

次の六点を条例に追加する。

- ・マイクロフォーカスX線CT装置 一時間 三、四三〇円
- ・人工気候室

人工気象室に係る部分一時間 一、九〇〇円

減圧恒温恒湿槽に係る部分一時間 四、三九〇円

- ・低湿恒温恒湿槽 一時間 八二〇円

- ・大型複合サイクル試験機 一時間 一、四〇〇円

- ・キセノンランプ式耐候性試験機 一時間 二、〇二〇円

(二) 手数料

次の三点を条例に追加する。

- ・走査型電子顕微鏡による高分解能試験

倍率一〇〇、〇〇〇倍以下のもの 一試料一測定 一三、一〇〇円

倍率一〇〇、〇〇〇倍を超えるもの 一試料一測定 一九、九〇〇円

- ・マイクロフォーカスX線CT装置による測定 一時間 七、二四〇円

三 施行期日

公布の日